

給与所得に係る特別徴収の実施方法

○令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の年税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月で均等に割って徴収します。

ただし、合計所得金額 1,805 万円超の方や均等割・森林環境税のみ課税の方など、定額減税が適用されない方については、通常どおり令和6年6月分から特別徴収します

